

図Ⅱ-2-1(1)
宮島・大竹ゾーン

凡 例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存在する区域
- 受益地域（想定浸水、想定侵食区域）

整備計画図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



図Ⅱ-2-1(2)
広島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域(想定浸水、想定浸食区域)

整備計画図
S=1:50,000



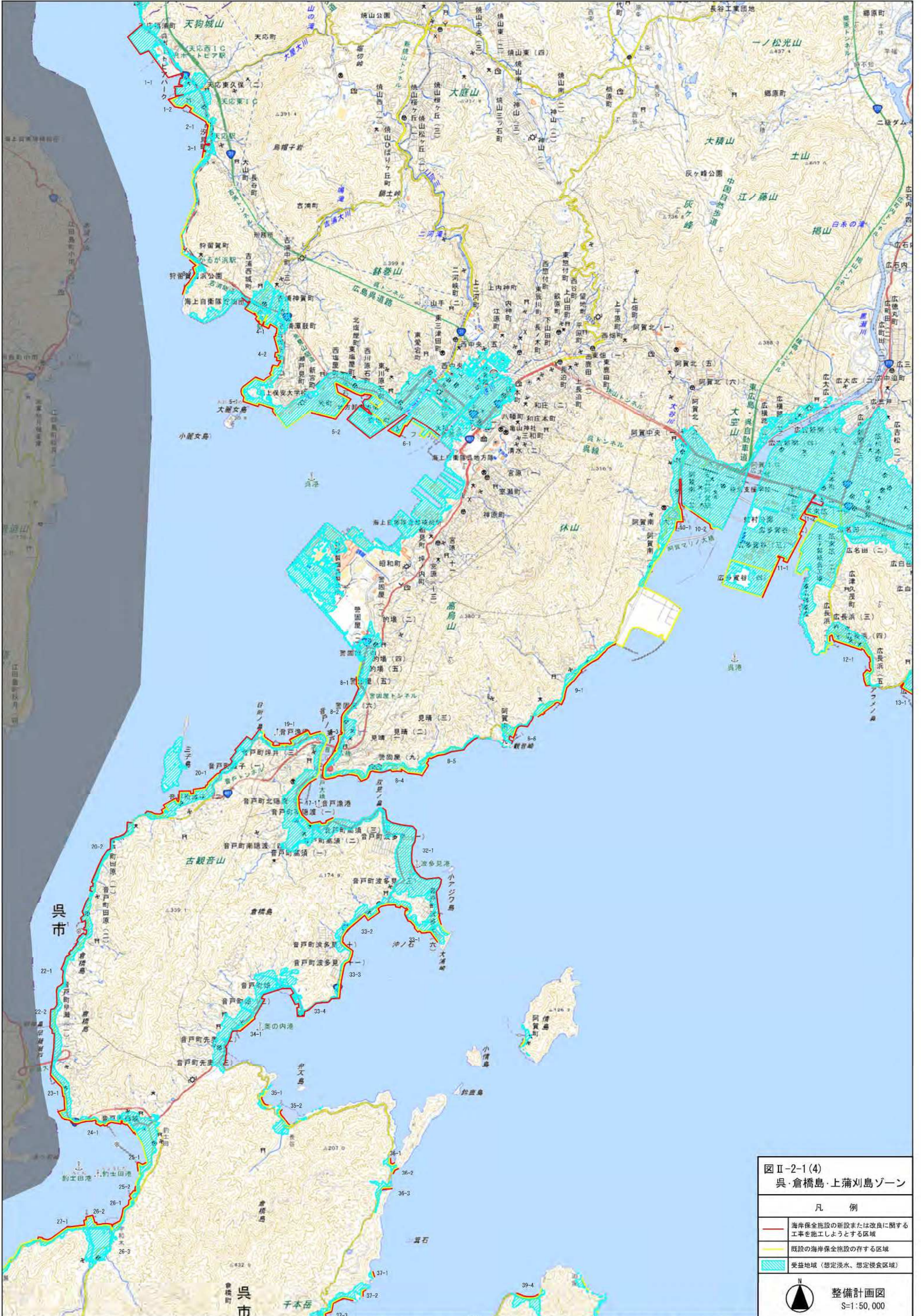
図Ⅱ-2-1(3)
江田島・能美島ゾーン

凡 例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- 受益地域(想定浸水、想定侵食区域)



整備計画図
S=1:50,000

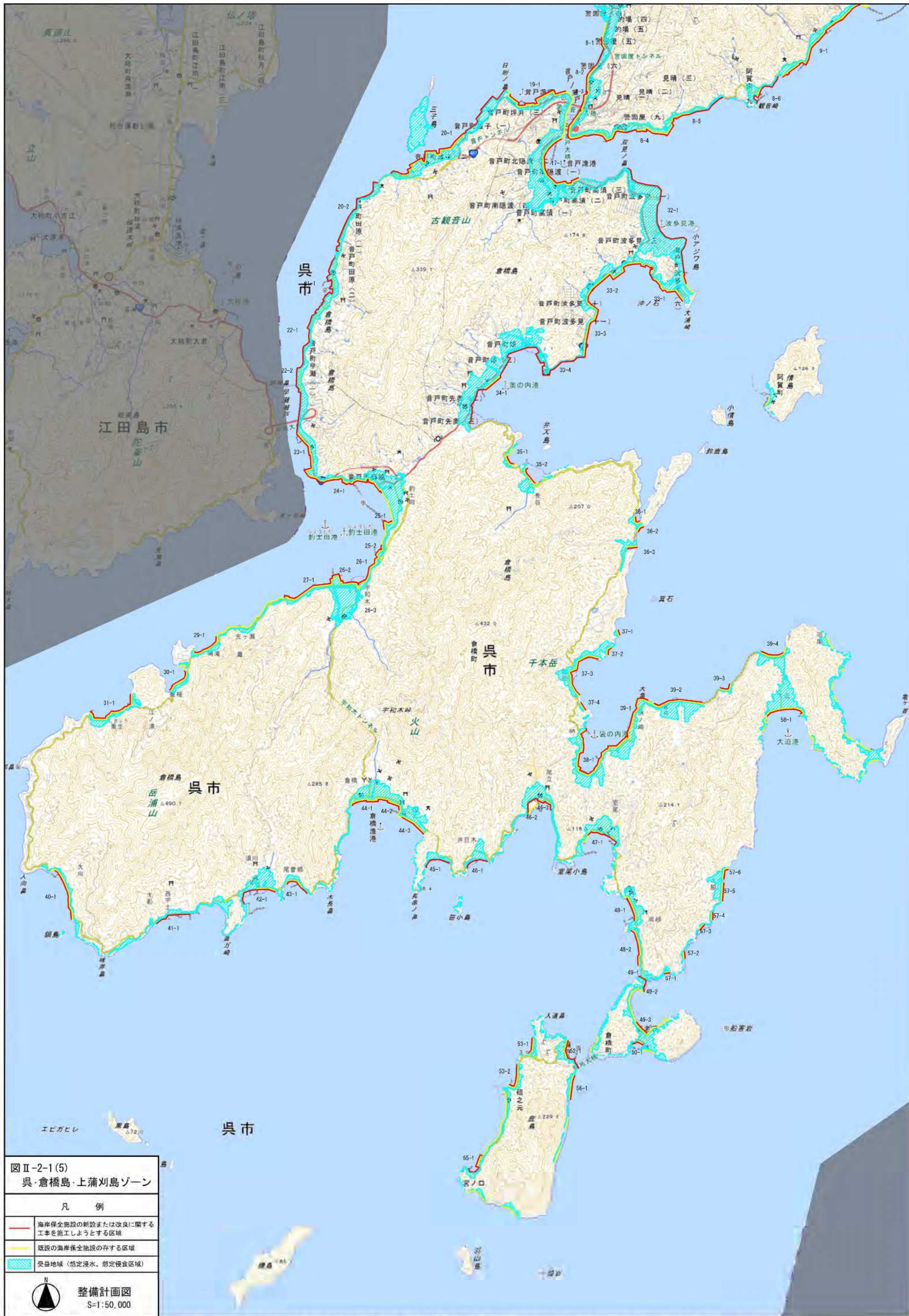


図Ⅱ-2-1(4)
 呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の施設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存在する区域
	受益地域（想定浸水、想定浸食区域）

整備計画図
 S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs752」

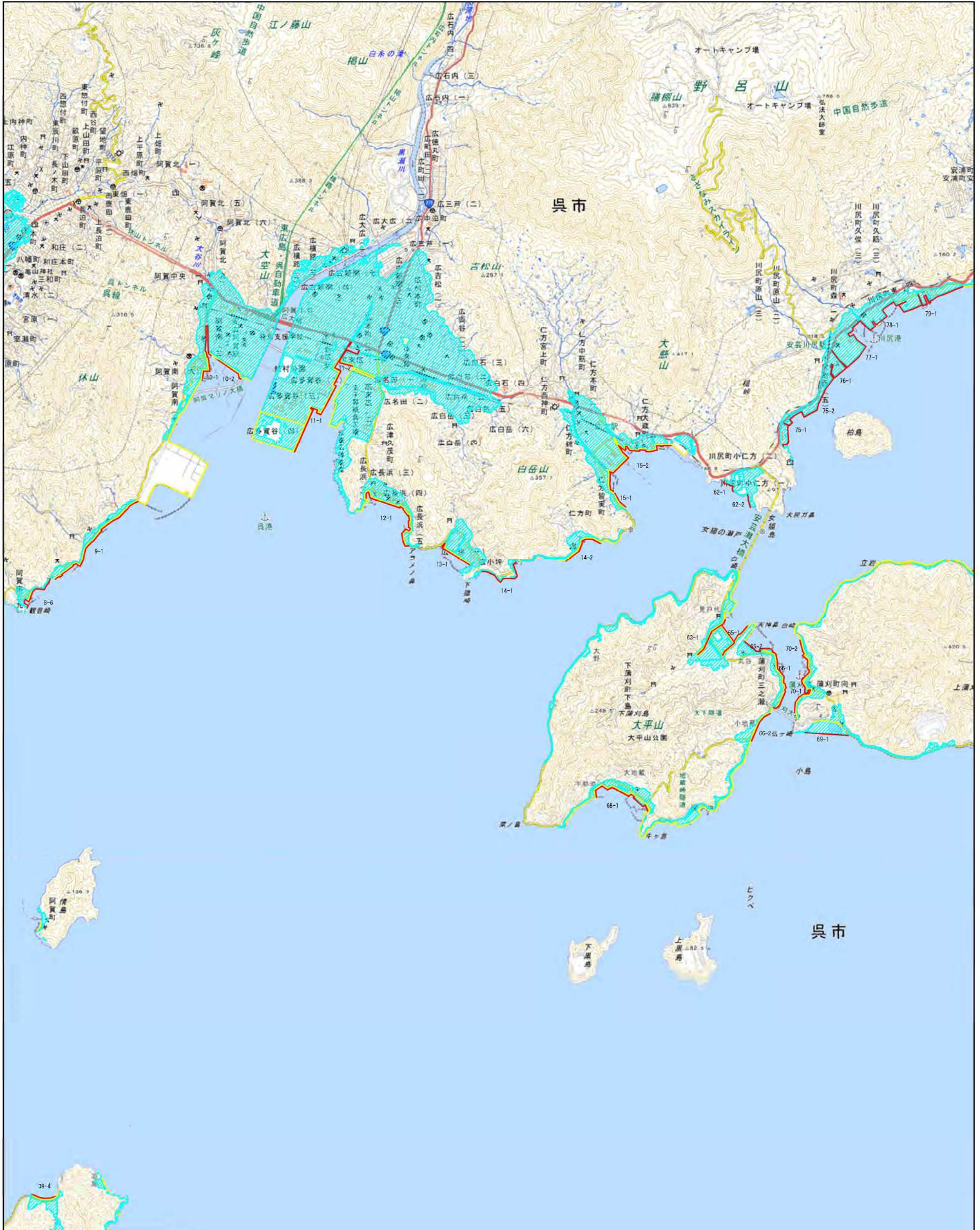


図Ⅱ-2-1(5)
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域(想定浸水、想定侵食区域)

整備計画図
 S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs752」



図Ⅱ-2-1(6)
 呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を進めようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域(想定浸水、想定浸食区域)

整備計画図
 S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs752」

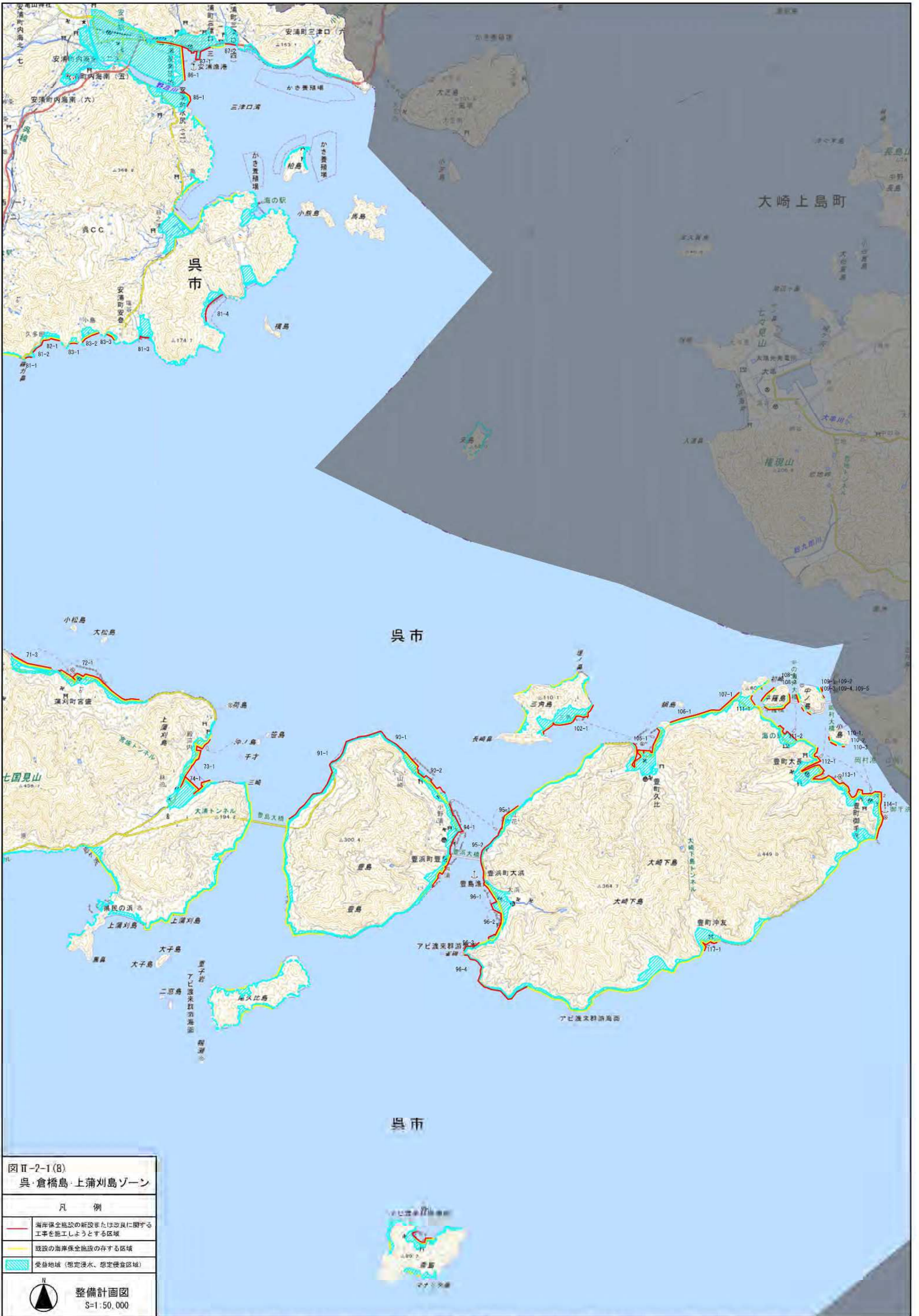


図Ⅱ-2-1(7)
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

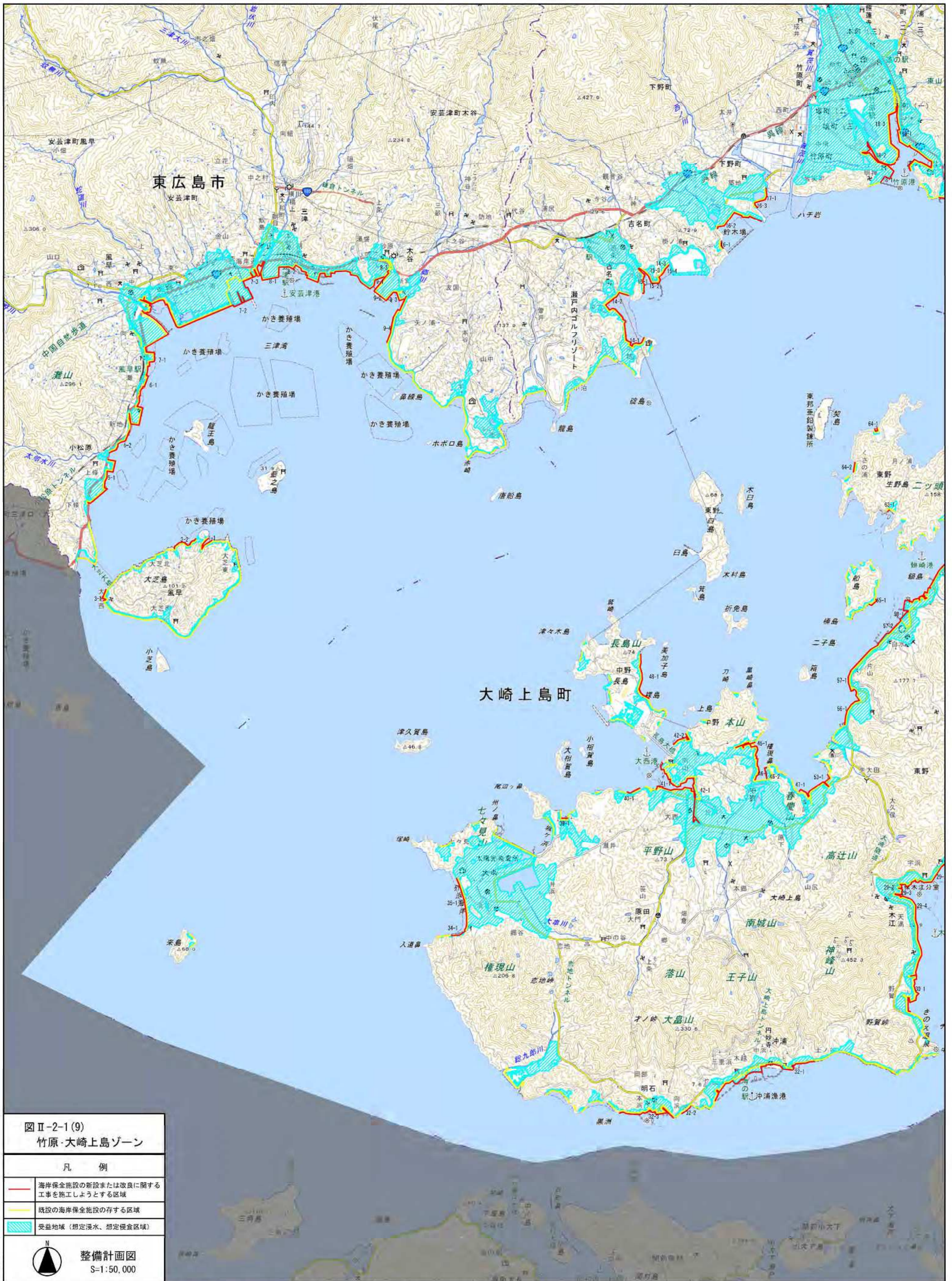
凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域(想定浸水、想定保水区域)

整備計画図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs752」



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。[測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs 752]



図Ⅱ-2-1(9)
竹原・大崎上島ゾーン

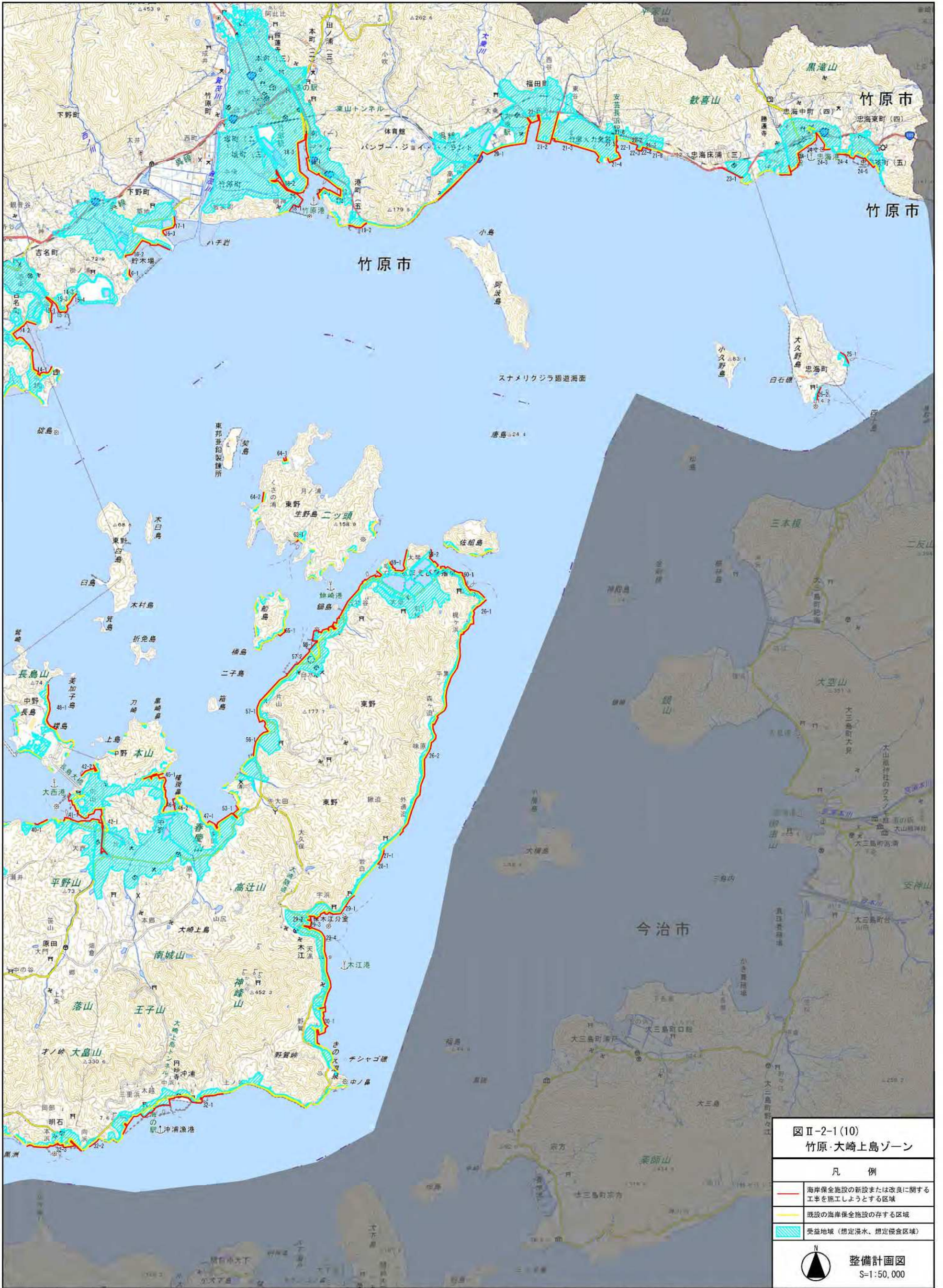
凡 例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- 受益地域（想定浸水、想定侵食区域）



整備計画図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs752」



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs 752」



図Ⅱ-2-1(11)
尾道・因島ゾーン

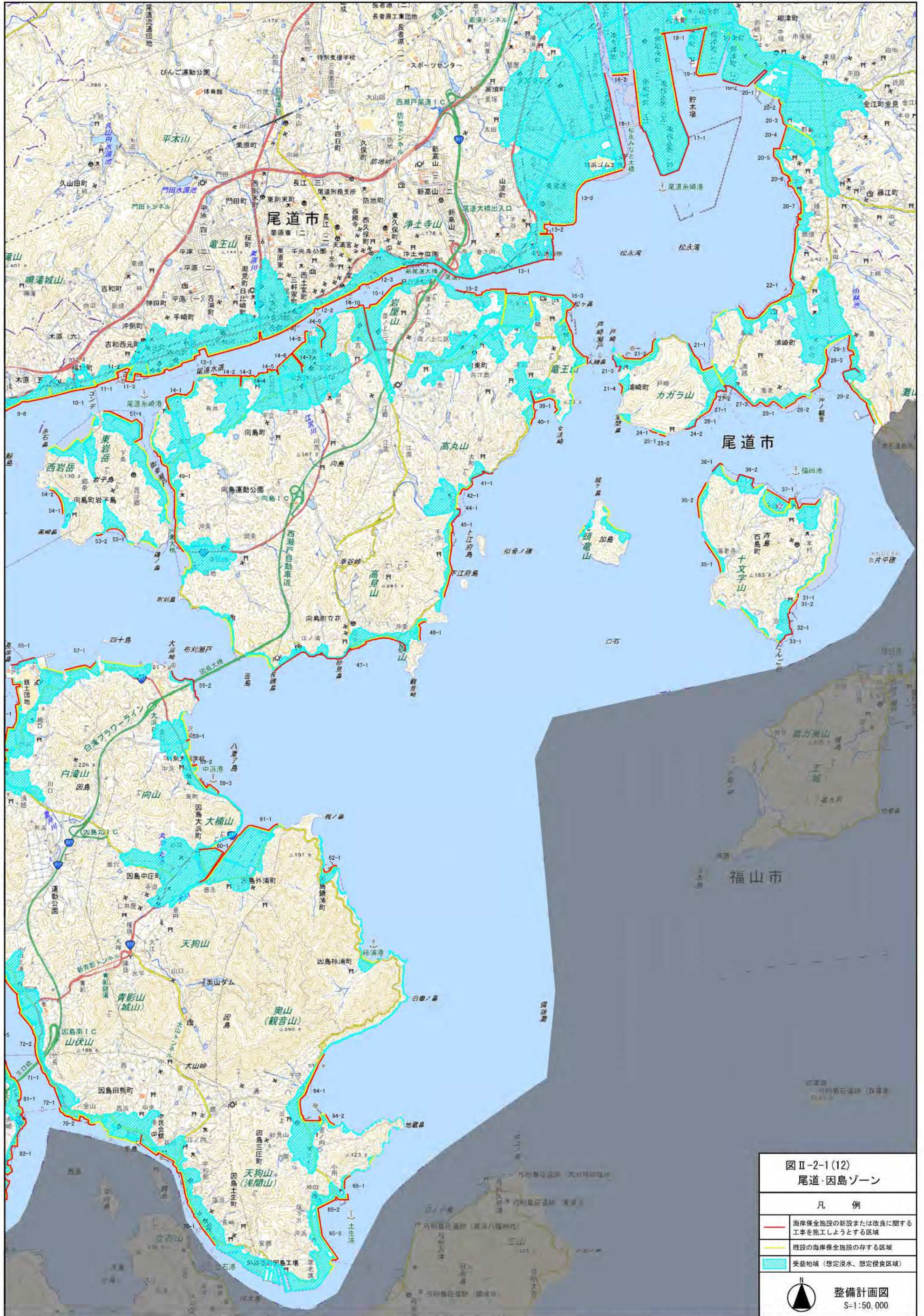
凡 例

	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水、想定浸食区域）



整備計画図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。 | 測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R7JHs 752



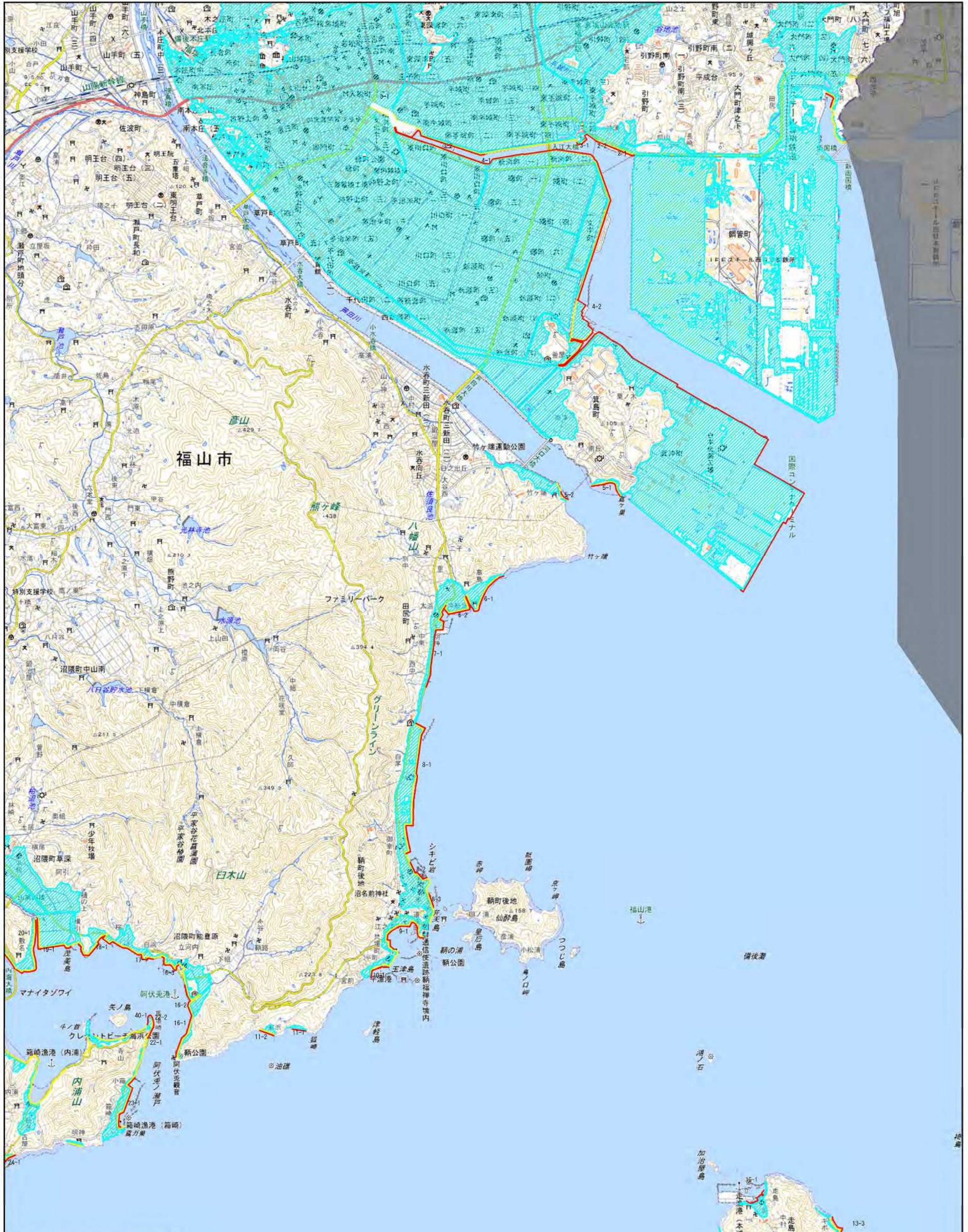
図Ⅱ-2-1(12)
尾道・因島ゾーン

凡例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- 受益地域(想定浸水、想定侵食区域)

整備計画図
S-1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs752」

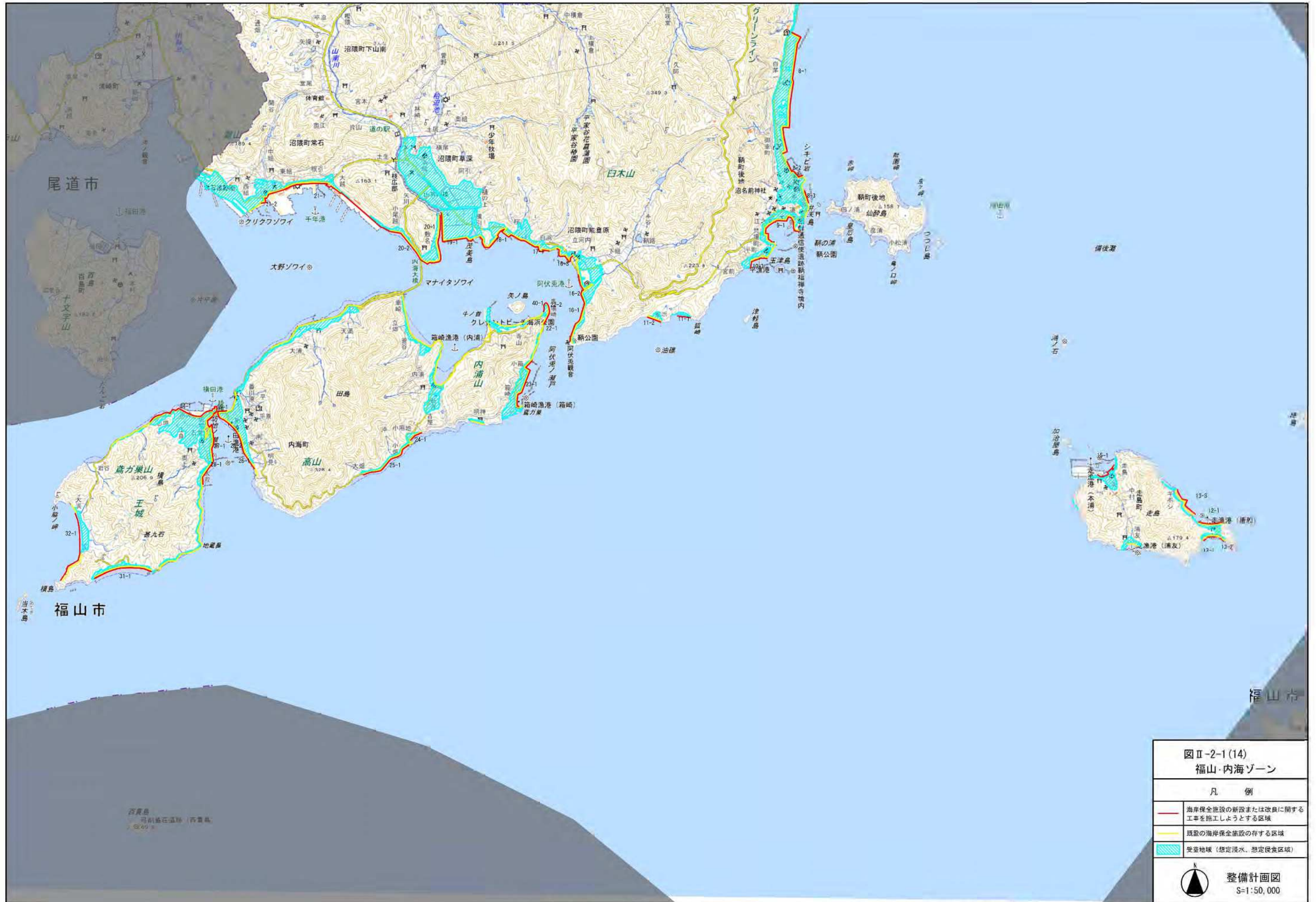


図Ⅱ-2-1(13)
福山・内海ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水、想定保倉区域）

整備計画図
 S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」

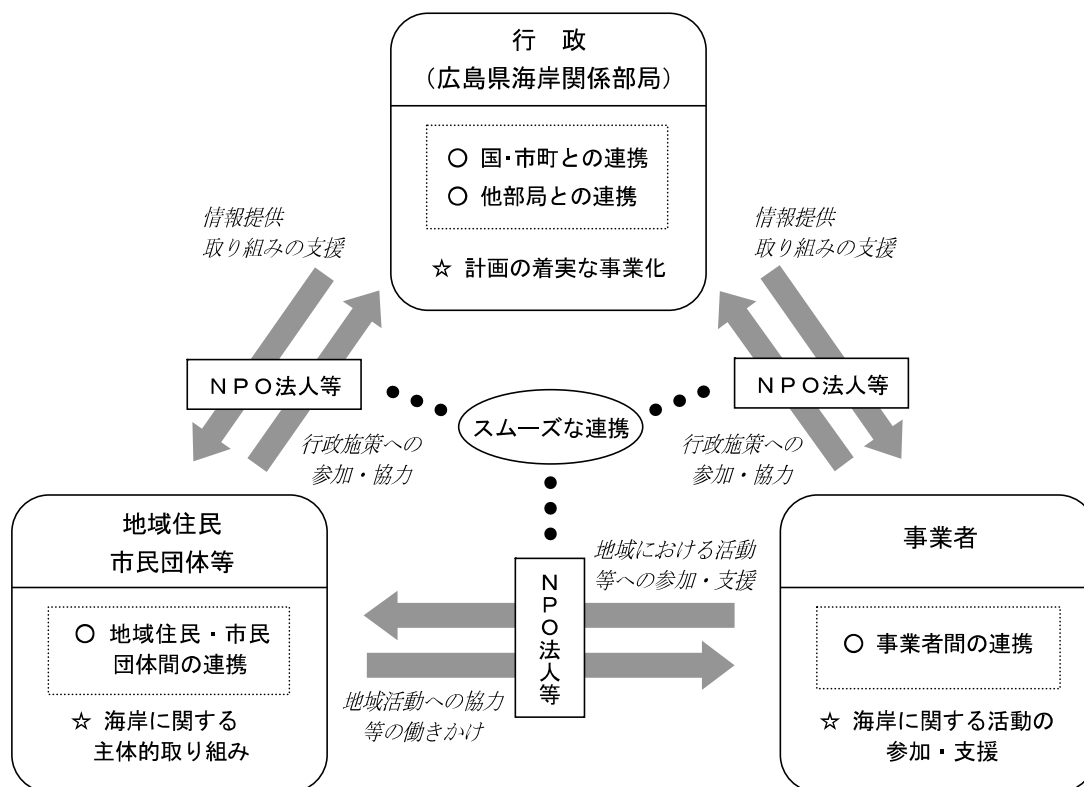


第Ⅲ章 今後の取り組み方針

広島沿岸の海岸保全基本計画策定後の取り組み方針を以下に示す。

<p>地域住民との 合意形成</p>	<p>☆ 地域とともに歩む海岸づくりを目指すため、地域住民との合意形成を得ながら事業を実施していくことが必要である。</p>
<p>海岸関係者の 役割分担と連携</p>	<p>☆ 本計画の実現に向けて、行政と地域住民、事業者との役割分担と連携が必要である。</p> <p>☆ 国や市町をはじめ、環境・教育部局等の他部局との連携を図りながら、計画の着実な事業化を推進する。また、市民団体や事業者が、海岸に関する取り組みを主体的に行えるように、情報提供等の支援を行う。</p> <p>☆ NPO²⁾法人等の協力を得るなど、3者間のスムーズな連携を図るための仕組みづくりを行う。</p>

※ 番号の付いた語句の説明は、参考資料用語集参照



図Ⅲ-1-1 海岸関係者の役割分担と連携

計画の見直し

- ☆ 本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項、区域指定及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ☆ ただし、次のような自然的・社会的状況に著しい変化が生じた場合には適宜対応する。
 - 想定外の災害の発生等により沿岸規模で外力を見直す必要が発生した場合。
 - 気候変動に関する新たな知見や観測データの蓄積により見直す必要が発生した場合。
 - 土地利用の大規模な変更等、社会経済条件の大幅な変化が生じた場合。
 - その他、想定外の要因を考慮する必要が発生した場合。
- ☆ 海岸整備を進めるにあたって、調査・研究の成果として新たな知見が得られた場合は、施設の設計の考え方に研究の成果を活かして施設整備に係る計画を見直すなど、適宜基本計画に反映させる。

参 考 资 料

用語集

- 1) **類型（指定）**（p3）〔出典：令和7年版 環境白書／山口県：p144〕
水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。
- 2) **COD（化学的酸素要求量）**（p3）〔出典：令和7（2025）年版 環境白書／広島県：p59〕
水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁度の程度も大きい。
- 3) **全窒素・全磷**（p3）〔参考：令和7（2025）年版 環境白書／広島県：p59「富栄養化」〕
水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりん（磷）が増え、プランクトン等が増殖しやすい状態となって、富栄養化となる。
- 4) **底質**（p3）〔出典：昭和60年 環境科学辞典：p531〕
海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物をあわせたもの。
- 5) **藻場**（p4）〔出典：令和7（2025）年版 環境白書／広島県：p93〕
沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。
- 6) **干潟**（p4）〔出典：令和7（2025）年版 環境白書／広島県：p93〕
干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。
- 7) **線の防護方式**（p8）〔参考：平成12年 海岸保全基本方針／旧建設省河川局他3省庁：p4〕
堤防や消波工のみで海岸線を防護する方式。
- 8) **海岸保全施設**（p8）〔参考：海岸法：第一章第二条一項〕
海岸保全区域内にある、海岸を防護するための堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）。その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。
- 9) **侵食**（p8）〔参考：昭和57年 漂砂と海岸侵食〕
波浪により砂浜の砂が流され、または、ある海域から流出する漂砂量が流入する量より多くなることで、海浜の汀線が後退する現象。
- 10) **海洋療法**（p11）〔出典：平成13年 暮らしを海と世界に結ぶみなとビジョン／国土交通省港湾局：p29〕
海水、海の空気、海の気候を組み合わせた保健効果を、治療や保養の目的に利用すること。

※ [] 内の「参考」は、掲載資料の内容を参考にして記述。（「出典」は、資料の中の説明をそのまま掲載）

- 11) **南海トラフ** (p17) [引用：平成 18 年 大辞林 第三版／三省堂]
駿河トラフに続いて遠州灘の沖合から日向灘の沖合に延びる細長い窪地。その北側の斜面には幾段もの急崖が並び、底は堆積物で埋め立てられて平坦。このトラフに沿ってフィリピン海プレートが西南日本の下に沈み込むので、古来、巨大地震が繰り返し発生。
- 12) **朔望平均満潮位** (p19) [参考：各年・各月の潮汐 解説／気象庁
(<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/gaikyo/explanation.html>)]
朔（新月）および望（満月）の日から前 2 日～後 4 日以内に観測された最高潮位の平均。
- 13) **ゼロメートル地帯** (p20)
[参考：平成 18 年 ゼロメートル地帯の高潮対策検討会]
標高が朔望平均満潮位以下の地域。
- 14) **液状化（対策）** (p20) [出典：液状化現象について／国土交通省
(https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_fr1_000010.html)]
液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のこと。
- 15) **面的防護方式** (p20) [参考：海岸管理の変遷から捉えた新しい海岸制度の実践と方向性(国総研資料 第 619 号) / 国土交通省国土技術政策総合研究所：p188]
緩傾斜堤防、養浜、離岸堤、人工リーフ等の複数の施設の組み合わせによる防護方式。越波防護だけでなく、侵食対策や利用・景観面の向上も期待される。
- 16) **湛水（対策）** (p20) [参考：平成 16 年 海岸事業の費用便益分析指針（改訂版）（令和 6 年 2 月 一部変更）／農林水産省 農村振興局、農林水産省 水産庁、国土交通省 河川局、国土交通省 港湾局：p33]
高潮による越波等により、海岸背後地に海水等が溜まる状態。
- 17) **アセットマネジメントシステム** (p22) [参考：用語解説ページ／国土交通省
(<http://www.mlit.go.jp/yougo/j-a1.html>)]
資産管理（Asset Management）の方法。施設を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
- 18) **ユニバーサルデザイン** (p28) [出典：ユニバーサルデザインとは／広島県
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/230/ud-sisin.html>)]
年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方。

※ [] 内の「参考」は、掲載資料の内容を参考にして記述。「出典」は、資料中の説明をそのまま掲載

- 19) **地区海岸** (p36) [出典：海岸の区分及び名称の統一について 昭和 32 年 11 月 25 日／4 省庁通達 (収録：海岸関係法令例規集 2006 年版／監修, 国土交通省河川局海岸室：p234)]
海岸を体系的に大分類、中分類及び小分類とし、必要に応じて小小分類を設ける。大分類に該当する海岸を沿岸といい、以下中分類、小分類及び小小分類になるに従って、それぞれ海岸、地区海岸及び地先海岸という。地区海岸については、原則として、市町村の大字又は字の区域により区分する。
- 20) **パブリックアクセス** (p73～86) [参考：平成 16 年 みなとのパブリックアクセスの向上(政策レビュー結果)／国土交通省：p2]
一般の人々が海岸へ自由に、安全に、かつ、快適に行き来し、海岸の本来有する魅力を十分に享受する(楽しむ)こと。
- 21) **NPO (民間非営利組織)** (p144) [出典：NPO ホームページ NPO の基礎知識／内閣府 (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoiroha>)]
「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

※ [] 内の「参考」は、掲載資料の内容を参考にして記述。「出典」は、資料の中の説明をそのまま掲載

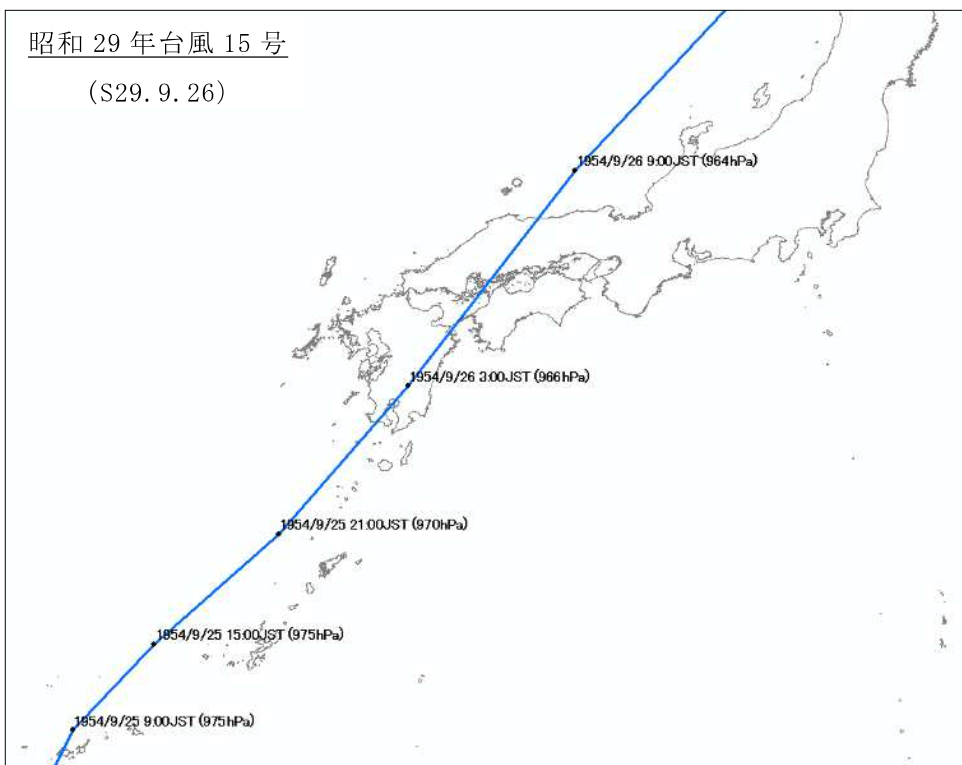
参考表-1 整備水準の設定にあたっての適用潮位表（平成18年改訂）

観測港名	高潮整備水準の算定に用いる潮位 (既往最高潮位)			津波整備水準の算定に用いる潮位 (朔望平均満潮位)		備 考
	(T. P. m)	(C. D. L. m)	台 風 (観測日)	(T. P. m)	(C. D. L. m)	
福山	3.00	4.96	平成16年台風16号 (H16. 8. 30)	1.91	3.87	
横田	2.95	4.86	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.96	3.87	
尾道	3.02	4.90	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.79	3.67	
糸崎	3.14	5.03	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.79	3.68	
土生	3.12	5.00	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.83	3.71	
竹原	2.97	4.91	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.76	3.70	
木江	3.03	4.88	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.86	3.71	
御手洗	3.03	4.95	昭和29年台風12号 (S29. 9. 13)	1.76	3.68	
呉	2.79	4.64	平成16年台風18号 (H16. 9. 7)	1.80	3.65	
倉橋	2.89	4.60	昭和29年台風15号 (S29. 9. 26)	1.87	3.58	
柿浦	2.88	4.75	昭和29年台風15号 (S29. 9. 26)	1.88	3.75	
広島	2.92	4.76	平成3年台風19号 (H3. 9. 27)	1.92	3.76	※広島港域の高潮整備水準の設定：朔望平均満潮位を基準潮位とし、モデル台風によって上昇する潮位を地点別に算定する。
大竹	2.77	4.68	昭和30年台風22号 (S30. 9. 30)	1.74	3.65	既往最高潮位は厳島港

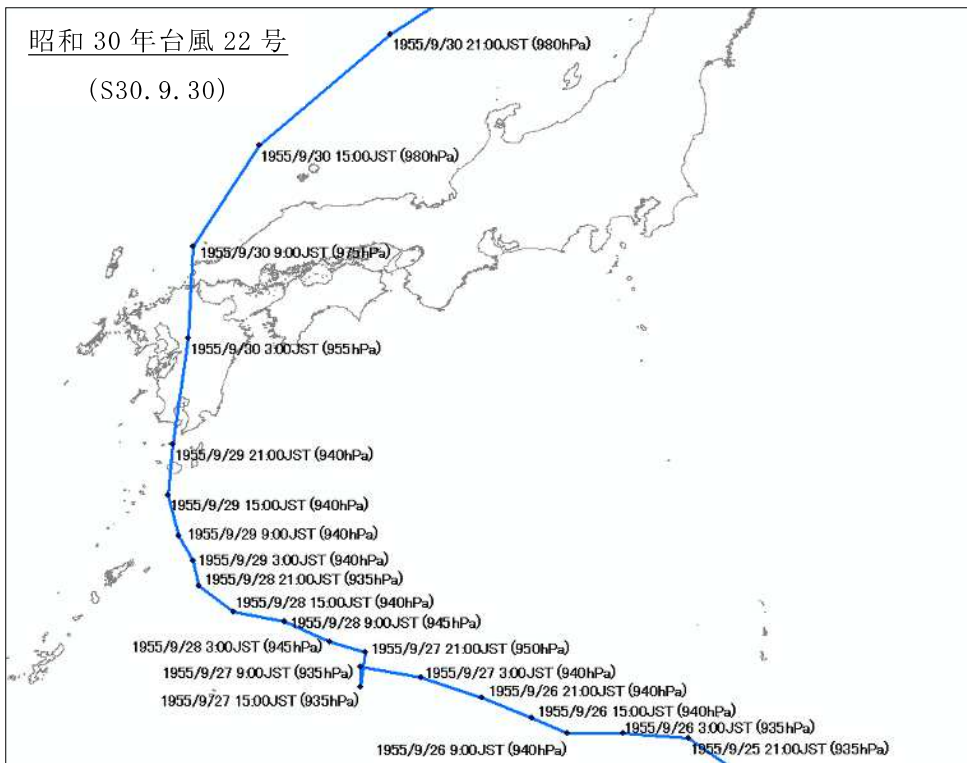
参考図-1(1) 既往最高潮位を生じた台風の経路等
 (観測港名：横田、尾道、糸崎、土生、竹原、木江、御手洗)



参考図-1(2) 既往最高潮位を生じた台風の経路等 (観測港名：倉橋、柿浦)



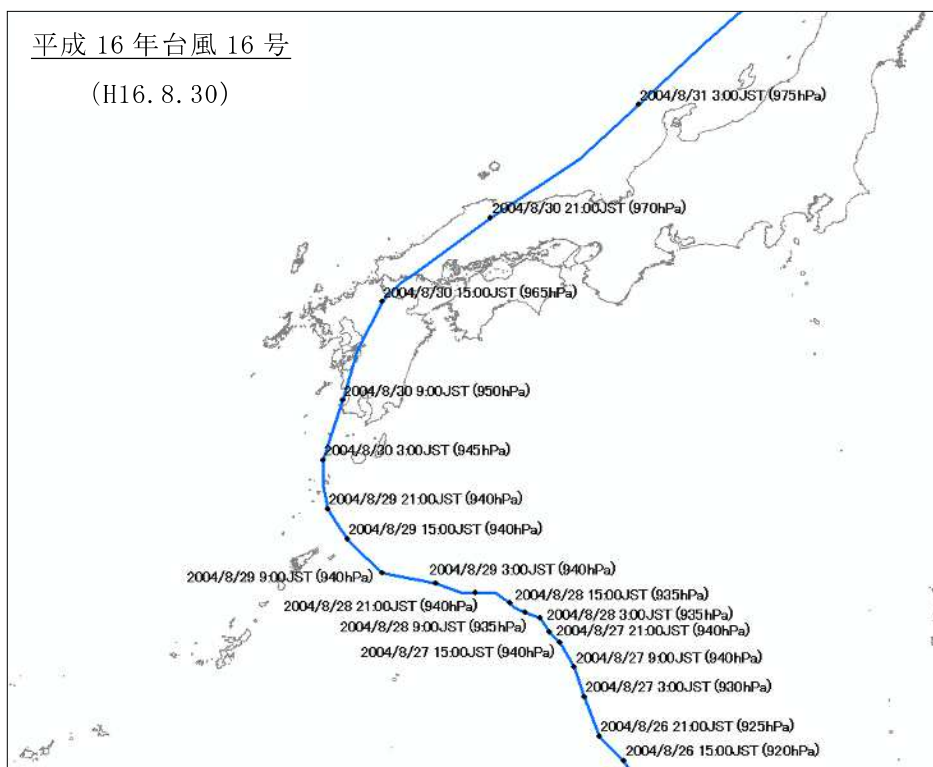
参考図-1(3) 既往最高潮位を生じた台風の経路等（観測港名：厳島）



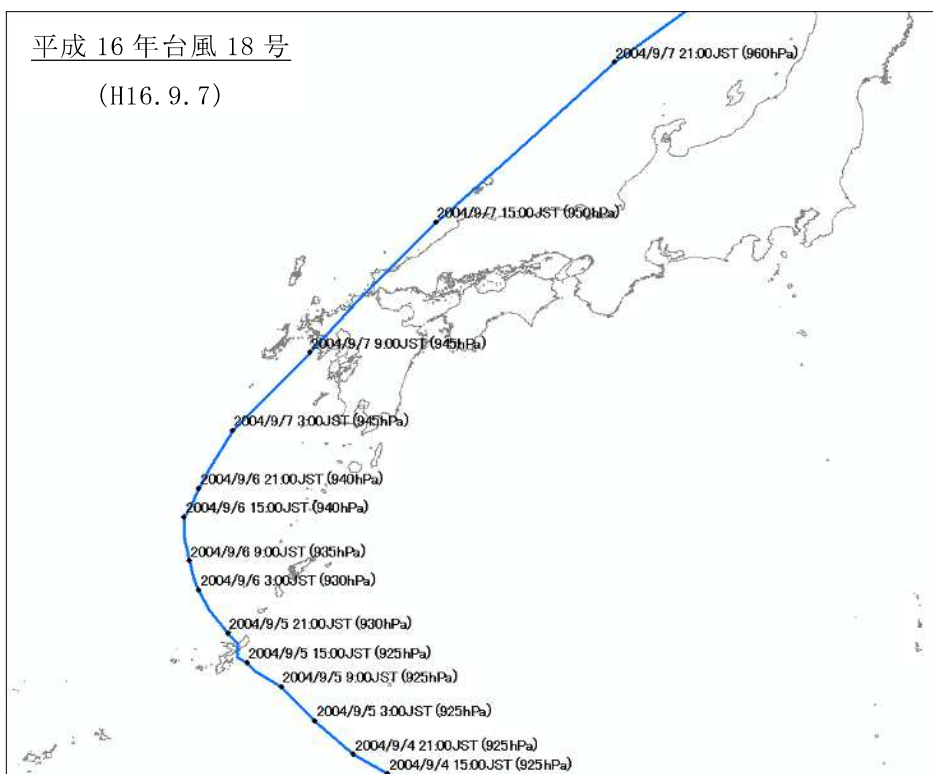
参考図-1(4) 既往最高潮位を生じた台風の経路等（観測港名：広島）



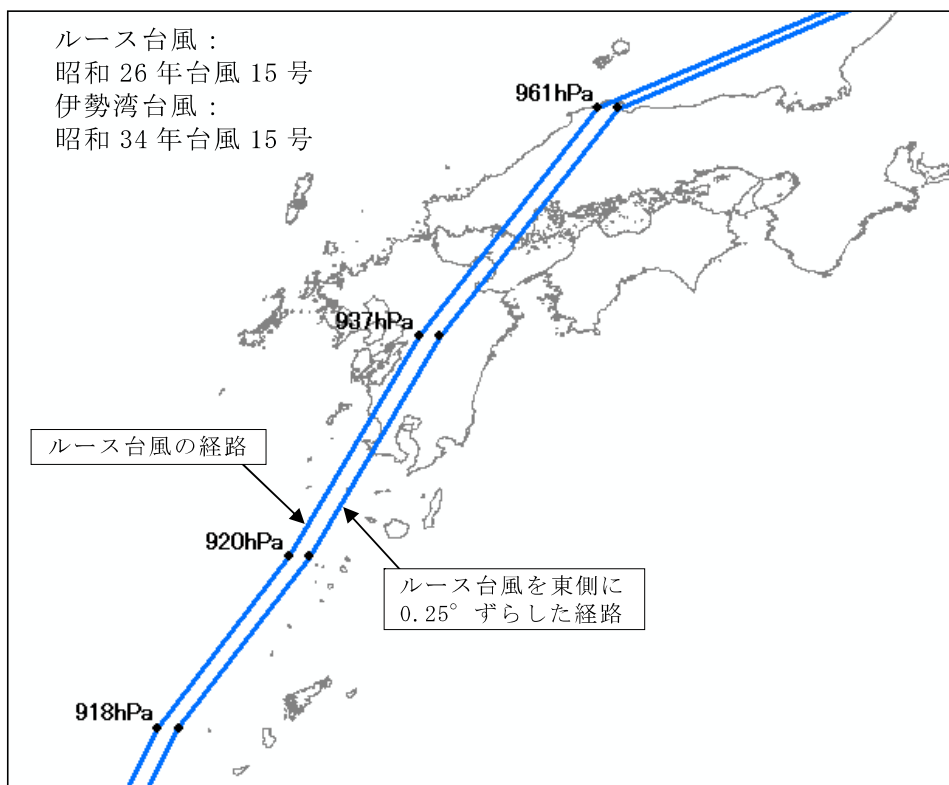
参考図-1(5) 既往最高潮位を生じた台風の経路等（観測港名：福山）



参考図-1(6) 既往最高潮位を生じた台風の経路等（観測港名：呉）



参考図-1(7) 広島港域のモデル台風の経路等（経路：ルース台風、規模：伊勢湾台風）



- ※ モデル台風にはルース台風及びルース台風を東側に 0.25° ずらした経路の 2 種類を使用
- ※ 図中の気圧値は伊勢湾台風を基に設定した数値